

付 属 資 料

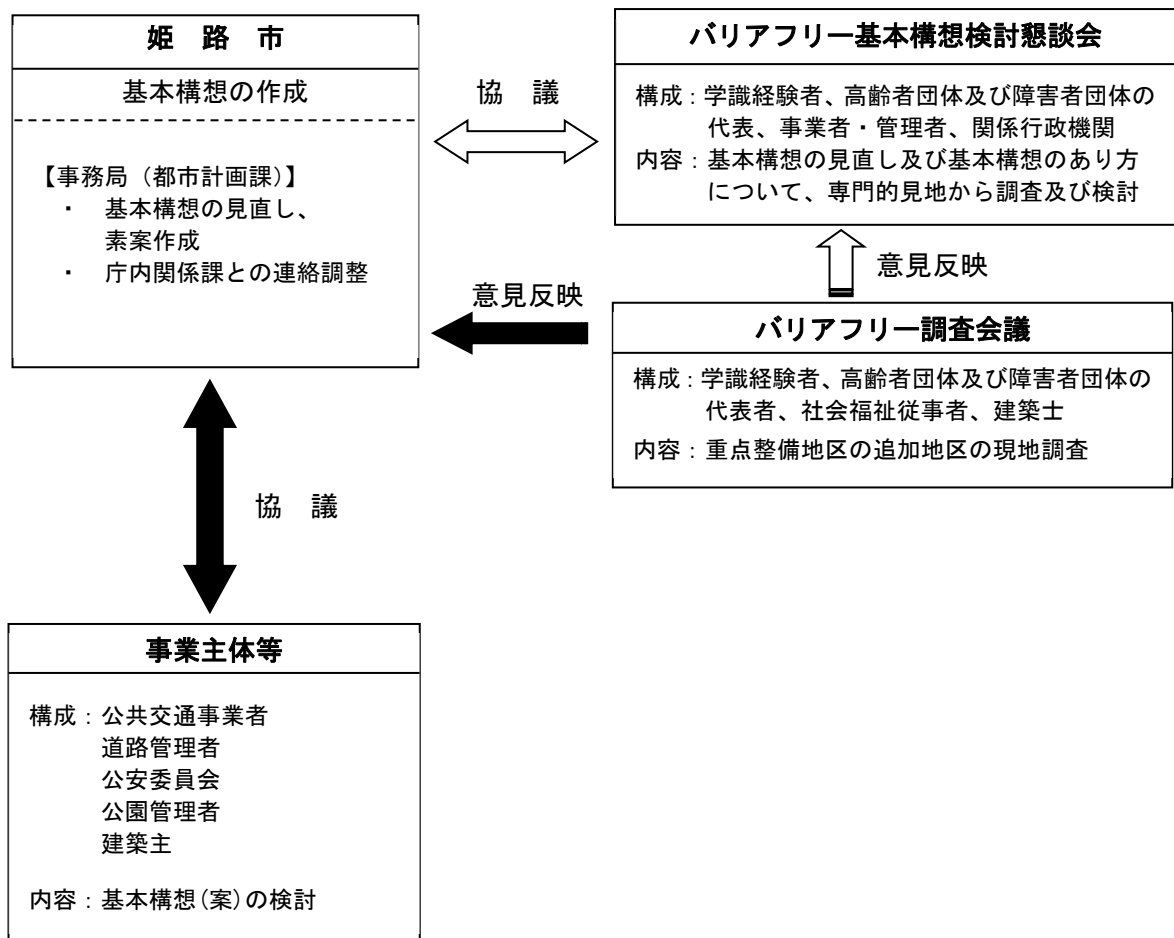
- ・用語解説
- ・姫路市バリアフリー基本構想検討組織関係図
- ・姫路市バリアフリー基本構想(改定版)策定フロー
- ・姫路市バリアフリー基本構想検討懇談会 開催要領
- ・姫路市バリアフリー基本構想検討懇談会 委員名簿
- ・姫路市バリアフリー調査会議 開催要領
- ・姫路市バリアフリー調査会議 出席者一覧

用 語 解 説

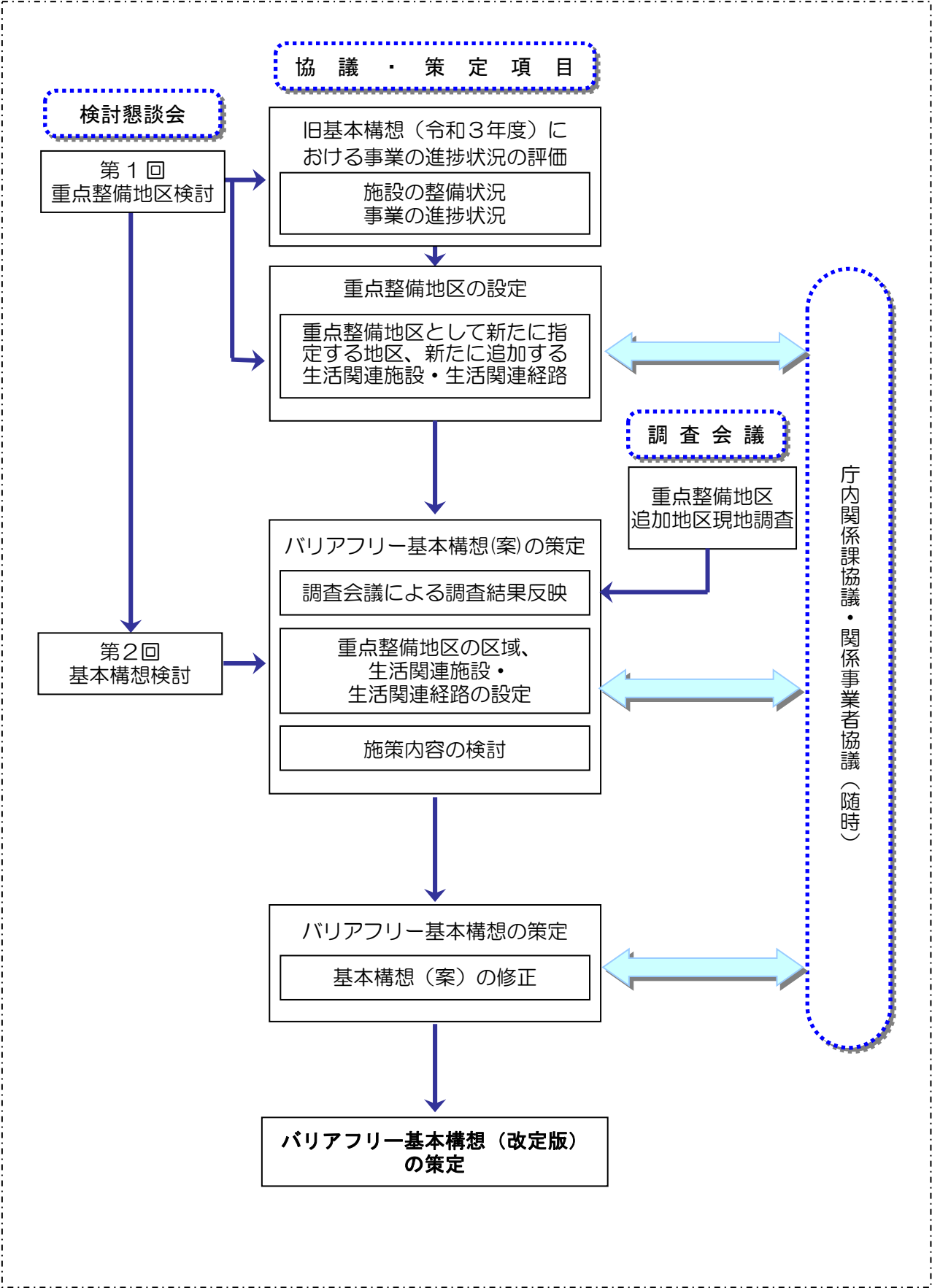
	用語	解 説
あ行	アクセス	ある地点までの経路、または交通手段等のこと。
	アクセシビリティ	施設やサービスが、高齢者や障害者など、誰もが利用できるような作りになっているかを示す概念。
	移動等円滑化	高齢者や障害者等の移動や、施設の利用の際に係る身体負担を軽減し、その移動経路上または施設の利用上の利便性や安全性を向上させること。
	移動等円滑化基準	国が定めるバリアフリー化の基準で、車両や施設などの新設または改良時に義務づけられるバリアフリー化の措置を規定したもの。公共交通移動等円滑化基準、路外駐車場移動等円滑化基準、建築物移動等円滑化基準、都市公園移動等円滑化基準、道路移動等円滑化基準がある。
	エスコートゾーン	横断歩道を利用する視覚障害者に対し、安全で利便性を高めるために設置する突起帯で、横断方向を定める役割を果たす。視覚障害者用道路横断帯。
	横断勾配	道路、歩道等の幅方向（進行方向に対し垂直）の勾配（傾き）。
	オストメイト	直腸がんや膀胱がんなどが原因で臓器に機能障害（内部障害）を負い、腹部などに排泄のための開口部〔ストーマ（人工肛門・人工膀胱）〕を造設した人のこと。
か行	協働	複数の主体が、目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。
	輝度比	ものの明るさの対比を数値で表したもの。
	心のバリアフリー	高齢者、障害者等の自立した生活を確保することの必要性について理解を深め、視覚障害者誘導用ブロックへの駐輪や障害者用駐車スペースへの駐車等による施設利用等を妨げる行為をしないこと、また、必要に応じて手助けすること等の支援により、高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設利用の確保に積極的に協力すること。
	高齢化率	総人口に対する 65 歳以上の人口の割合。
さ行	視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）	視覚障害のある人が歩行する際、足の裏の触感覚や、白杖によりその存在及び大まかな形状を確認できるような突起を表面につけたブロック。
	自由通路	駅構内改札外の通路で、鉄道と交差し、歩行者や自転車の交通の用に供する道路又は通路等のこと。
	縦断勾配	道路、歩道等の進行方向の勾配（傾き）。
	生活関連経路	生活関連施設相互間の経路のこと。
	生活関連施設	高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設のこと。

	用語	解 説
さ行	ソフト	人、システム、制度など主に運用に関するもの。それに対しハードとは道路や建築物、設備など主に施設に関するもの。整備のバリアフリーに対して、人々の心のバリアフリーのことを「ソフトのバリアフリー」という。
た行	特定事業	公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業及び教育啓発特定事業をいう。特定旅客施設・特定車両、道路、特定路外駐車場、都市公園、特別特定建築物、交通安全施設などにおける移動等円滑化のために必要な設備の整備又は教育啓発活動の実施に関する事業。
	都市公園	都市計画法に規定する都市計画施設である公園もしくは緑地、または都市計画区域内において設置する公園もしくは緑地で、地方公共団体が設置するもの。または国が設置する公園もしくは緑地(国立公園や国定公園は含まない)。
な行	内部障害	身体障害者福祉法で規定する身体障害のひとつ。心臓・腎臓・呼吸器・膀胱または直腸・小腸の機能障害で、永続し、日常生活が著しい制限を受ける程度のものをいう。
	ノンステップバス	障害者や高齢者でも乗り降りしやすいように、床面を約 30cm 程度まで下げて乗降口のステップ(階段)をなくしているバス車両のうち、出入口に段差がないもの。
は行	ハード	ハードとは道路や建築物、設備など主に施設に関するもの。それに対しソフトとは人、システム、制度など主に運用に関するもの。
	バリアフリー	高齢者や障害のある人などが社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。
	バリアフリートイレ	障害のある人、高齢者、妊産婦、乳幼児を連れた人等、だれもが円滑に利用できる構造のトイレで、オストメイト(人工肛門や人工膀胱を利用している方)用の洗浄器や乳幼児用ベビーベッドなどの機器を備えたもの。「多機能トイレ」「多目的トイレ」「だれでもトイレ」などとも言われる。
	ピクトグラム	「絵文字」「絵ことば」と呼ばれる図記号。何らかの情報や注意を示すために示される視覚表示の一つ。「ピクト」と省略して呼ばれることもある。
や行	ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人が利用しやすいよう製品や建物、生活空間を設計する考え方。
ら行	路外駐車場	道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設で、時間貸駐車または無料で不特定多数の利用者が駐車できるもの。月極駐車場は路外駐車場に該当しない。
わ行	ワンステップバス	ノンステップバス同様に路面から車両床面までの高さを低くしたバスで、車両出入口に1段だけ段差があるもの。

姫路市バリアフリー基本構想検討組織関係図



姫路市バリアフリー基本構想(改定版)策定フロー



姫路市バリアフリー基本構想検討懇談会開催要領

令和 5年 6月28日

1 目的

姫路市バリアフリー基本構想検討懇談会（以下「懇談会」という。）は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第25条第1項に規定する基本構想（以下「基本構想」という。）の見直し及び基本構想のあり方について、法の趣旨に基づき、専門的見地から調査及び検討を行うために開催する。

2 検討事項

懇談会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 基本構想の見直し方針
- (2) 基本構想のあり方（実施の状況についての調査、分析及び評価を含む。）
- (3) その他基本構想について必要な事項

3 構成員

懇談会は、次に掲げる者のうちから市長が指名した者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者団体及び障害者団体の代表
- (3) 公共交通事業者
- (4) 道路管理者、公園管理者及びその他施設設置管理者
- (5) 公安委員会
- (6) 関係行政機関
- (7) その他市長が適当と認める者

4 運営

- (1) 懇談会に座長を置き、市長が指名する。
- (2) 座長は、懇談会の会務を総理する。
- (3) 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- (4) 懇談会の会議は、市長が招集する。
- (5) 座長は、懇談会での検討に必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 その他

- (1) 懇談会の庶務は、都市計画課において処理する。
- (2) この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

姫路市バリアフリー基本構想検討懇談会 委員名簿

(敬称略・順不同)

区分	所属	肩書	氏名	備考
学識経験者	明石工業高等専門学校	教授	大塚 毅彦	座長
	関西福祉大学	教授	萬代 由希子	
高齢者団体・ 障害者団体等 代表	姫路市老人クラブ連合会	副会長	阿部 映子	
	特定非営利活動法人 姫路市身体障害者福祉協会	理事長	田中 環	
	特定非営利活動法人 姫路自立生活支援センター	副理事長	廣内 一全	
	特定非営利活動法人 姫路地区手 をつなぐ育成会	副理事長	竹中 正彦	
	特定非営利活動法人 姫路市精神 保健福祉連合会	理事	水尾 文子	
公共交通事業者	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 経営企画部	担当課長	山根 聡	
	山陽電気鉄道株式会社 鉄道事業本部 安全推進・企画部	リーダー	伊藤 光一	
	神姫バス株式会社 姫路営業所	姫路営業所長	清水 忠臣	
公安委員会	飾磨警察署 交通第一課	課長	田中 源太郎	
道路管理者、 公園管理者、 その他施設設置 管理者	兵庫県中播磨県民センター 姫路土木事務所 道路第2課	課長	木村 義雄	
	姫路市 建設局 道路管理部 道路保全課	課長	岩崎 俊明	
	姫路市 建設局 道路管理部 長寿命化対策課	課長	大橋 俊伸	
	姫路市 建設局 道路建設部 道路建設課	課長	坂口 和也	
	姫路市 都市局 交通計画部 地域公共交通課	課長	山本 欣嗣	
	姫路市 都市局 交通計画部 鉄道駅周辺整備課	課長	富田 健三郎	
関係行政機関	姫路市 健康福祉局 保健福祉部 障害福祉課	課長	保西 賢敏	
	姫路市 健康福祉局 長寿社会支援部 高齢者支援課	課長	松本 理恵	
	姫路市 都市局 まちづくり部	部長	松浦 正宗	

姫路市バリアフリー調査会議開催要領

令和 5年 6月28日

(目的)

第1条 この要領は、誰もが安全で安心して快適に移動できるまちづくりを推進するにあたり、高齢者及び障害者等の参画と協働のもと、道路や公園、駅舎等の公共施設のバリアフリー整備について意見を求めるための姫路市バリアフリー調査会議（以下「調査会議」という。）の開催に関し必要な事項を定めるものとする。

(所管事項)

第2条 調査会議は、関係行政機関及び公共交通事業者等が実施するバリアフリー整備に関する事業について調査をし、話し合うものとする。

(組織)

第3条 調査会議は、次に掲げる者のうちから参集を求めるものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者団体及び身体障害者団体の代表者
- (3) 社会福祉従事者
- (4) 建築士

(意見又は説明の聴取)

第4条 調査会議は、必要があると認めるときは、会議に関係行政機関及び公共交通事業者等の出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第5条 調査会議の事務局は、都市局まちづくり部都市計画課において行う。

(意見の取扱)

第6条 事務局は、調査会議において出された意見を必要に応じて関係行政機関及び公共交通事業者等に伝えるものとする。

附 則

この要領は、決裁日から施行する。

令和6年度 姫路市バリアフリー調査会議 出席者一覧

(敬称略・順不同)

氏 名	団 体 名	備考
萬代 由希子	関西福祉大学	学識経験者
阿部 映子	姫路市老人クラブ連合会	
田中 環	NPO 法人姫路市身体障害者福祉協会	
村上 佳史	NPO 法人姫路市身体障害者福祉協会	
廣内 一全	NPO 法人姫路自立生活支援センター	
外川 義広	NPO 法人姫路地区手をつなぐ育成会	
水尾 文子	NPO 法人 姫路市精神保健福祉連合会	
岸野 謙吾	NPO 法人 姫路市精神保健福祉連合会	
宮下 和実	姫路市社会福祉協議会	社会福祉士
小林 和夫	兵庫県建築士会姫路支部	建築士